

議案第2号

長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成31年3月5日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

本町職員の長時間労働を是正し、もって仕事と生活の調和を促すため、国家公務員の措置に準じ、時間外勤務命令の上限等を規則で定めることができるよう所要の改正を行うもの。

長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条の4第2項及び第3項中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。